

# 長 船 中 学 校 P T A 会 則

(総 則)

第1条 この会は長船中学校PTAといい、その事務局を長船中学校におく。

(目 的)

第2条 この会は会員相互の教養を深め、家庭・社会と学校間の緊密なる連携提携により、教育の促進とその充実をはかる。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次のような事業を行う。

- 1 生徒の指導並びに福祉の増進に関する事項。
- 2 会員の教養向上のために必要な事項。
- 3 保健体育・学芸研究等の奨励援助。
- 4 学校の教育的環境の整備並びに施設の充実。
- 5 社会教育の振興に関する事項。
- 6 その他、本会の目的達成上必要と認められる事項。

(組 織)

第4条 この会は、次の会員をもって組織する。

- 1 通常会員・・・本校在校生徒の保護者並びに本校職員。
- 2 賛助会員・・・この会の趣旨に賛助するもの。

(専 門 部)

第5条 この会の事業を達成するため、専門部を置く。

- ・指導部      ・事業部      ・広報部      ・教養部

(役員並びに任務)

第6条 この会に次の役員を置く。任務は次の通りとする。

- 1 会 長（1名） 本会を代表し、一切の会務を遂行する。
- 2 副会長（3名） 会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 評議員（各地区若干名） 評議員会を構成し、会務を審議する。
- 4 会計監査委員（2名） 本会の会計を監査する。
- 5 会 計（2名） この会の会計並びに庶務を処理する。
- 6 書 記（1名）
- 7 学級委員（各学級2名） 学級の会員を代表し、その連絡にあたる。
- 8 市連合委員（4名） 保護者側＝3名 教職員側＝校長

(役員を選出)

第7条 役員を選出方法は次の通りとする。

- 1 会長・副会長は、会員中より選出し、評議員会で決定し総会で承認する。
- 2 評議員は、各地区の会員中より互選する。なお、評議員に教職員を加える。評議員数は、各地区の会員数に比例する。

各地区会員数	～15名	16～30名	31～45名	46～60名	61～75名	76～90名
評 議 員 数	1 名	2 名	3 名	4 名	5 名	6 名

- 3 会計監査委員は会員中より互選する。
- 4 会計・書記は会長が委嘱する。
- 5 学級委員は各学級で選出し、会長が委嘱する。
- 6 市連合委員は会長が委嘱する。
- 7 専門委員は評議員より選出し、各部に正副部長各1名を選出する。

(役員任期)

第8条 役員の任期を次の通りとする。

役員任期は1ヶ年とし、重任をさまたげない。

ただし、次期役員が決定するまでは、その任にあたるものとする。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会・評議員会の2つとし、会長が招集する。

1 総会は毎年1回定期に開く。また、必要を認めた場合は臨時に開くことができる。  
総会では、会務・会計（予算・決算）の承認と、その他重要議案の議決を行う。

2 評議員会は、毎学期1回開くことを原則とし、必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

1 評議員会では、会の運営に関する立案、入会金、会費の決定、決算・予算の認定等を行う。

2 緊急を要する場合は臨時に開き、必要事項の議決及びその処理にあたる。

(経 費)

第10条 会員（保護者は生徒1人につき）は入会金として100円、会費として月額250円を退会まで納入するものとする。

第11条 本会の経費は、会員の入会金・会費及び篤志家の寄付をもってあてる。

第12条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

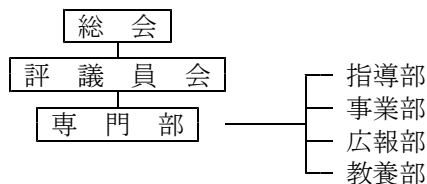
第13条 本会の会則実施に伴う細則は、評議員会で別にこれを定める。

第14条 本会則の変更は、総会の議決による。

付 則

1 本会則は、昭和53年度総会後から実施する。

2 昭和63年度改正（第1条・第5条・第7条2項）



3 平成8年度改正（第10条） {200円を225円に変更}

4 平成27年度改正（第10条） {225円を250円に変更}

## 長 船 中 学 校 P T A 慶 弔 慰 規 定

第1条 本会は会員相互の親密な情を表すため、慶弔慰に関することを行う。

第2条 第1条の目的を達するため、次のことを定める。

1 弔慰（死亡の場合）

(イ) 会員または生徒 お供 10,000円と生花1基

(ロ) 教職員・会長・副会長の家族 お供 5,000円程度

2 見舞い {病气等が長期（2週間以上）または重大と認めた場合}

(イ) 教職員・会長・副会長 お見舞い 3,000円程度

(ロ) 被災者 会員のお見舞い 10,000円程度

3 餞別（教職員の転退職）

勤続1ヶ年未満 3,000円

1年以上5年未満 5,000円

5年以上 10,000円

4 慶祝・感謝

学校・PTAとして、慶祝・表彰・感謝の意を表すべき事が起きたときはその都度協議して必要なことを行う。

5 協議を要する事がらで緊急を要する場合は、役員会において事後承諾を得ることとする。

付 則

1 この規定は昭和48年3月31日より行う。

2 平成元年度改正 {第2条 1 の(イ)、 2 の(ロ)}

3 平成28年度改正 {第2条 1 の(イ)、 2 の(イ)}